

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく「とうがらし類」「しょうが」「カリフラワー」「ブルーベリー」「大麦」「いちご（種子繁殖型）」の県慣行レベル（最終案）

品目区分	品種・作型区分等	化学合成農薬 使用成分回数	化学肥料使用量 窒素：kg/10a
とうがらし類	ししとう、甘長とうがらし、とうがらし	24	50.0
しょうが	根しょうが	20	30.0
カリフラワー	秋冬穫	14	32.0
ブルーベリー		8	9.0
大麦		8	17.6
いちご（種子繁殖型）	よつぼし等・促成栽培	48	22.0

全て一作の慣行レベル案です。

品種・作型区分等は指定がある場合のみを記入しています。